

議案第 28 号

橋本市立共同浴場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立共同浴場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市立共同浴場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立共同浴場設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 153 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前																							
<p>(使用料)</p> <p>第 7 条 利用者は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和 63 年法律 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を使用料として市長に事前に納付しなければならぬ。</p> <p>(利用料金制)</p> <p>第 12 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、第 7 条に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 7 条 利用者は、別表に定める額の使用料を市長に事前に納付しなければならない。</p> <p>(利用料金制)</p> <p>第 12 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。</p> <p>4・5 略</p>																								
<p>別表(第 7 条、第 12 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人(中学生以上)</th> <th>小人(3 歳以上小学生以下)</th> <th>市内在住の 70 歳以上の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回</td> <td>143 円</td> <td>77 円</td> <td>77 円</td> </tr> <tr> <td>月極</td> <td>2,096 円</td> <td>1,429 円</td> <td>1,429 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	大人(中学生以上)	小人(3 歳以上小学生以下)	市内在住の 70 歳以上の者	1 回	143 円	77 円	77 円	月極	2,096 円	1,429 円	1,429 円	<p>別表(第 7 条、第 12 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人(中学生以上)</th> <th>小人(3 歳以上小学生以下)</th> <th>市内在住の 70 歳以上の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回</td> <td>150 円</td> <td>80 円</td> <td>80 円</td> </tr> <tr> <td>月極</td> <td>2,200 円</td> <td>1,500 円</td> <td>1,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	大人(中学生以上)	小人(3 歳以上小学生以下)	市内在住の 70 歳以上の者	1 回	150 円	80 円	80 円	月極	2,200 円	1,500 円	1,500 円
区分	大人(中学生以上)	小人(3 歳以上小学生以下)	市内在住の 70 歳以上の者																						
1 回	143 円	77 円	77 円																						
月極	2,096 円	1,429 円	1,429 円																						
区分	大人(中学生以上)	小人(3 歳以上小学生以下)	市内在住の 70 歳以上の者																						
1 回	150 円	80 円	80 円																						
月極	2,200 円	1,500 円	1,500 円																						

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の橋本市立共同浴場設置及び管理条例（以下「新条例」という。）に規定する共同浴場の月極の使用料又は利用料金は、この条例の施行の日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。